

経済産業省  
貿易経済協力局 貿易管理部  
安全保障貿易管理課 黒田課長殿  
安全保障貿易審査課 三橋課長殿  
写) 安全保障貿易管理課 熊野 課長補佐殿 飯泉係長殿  
写) 安全保障貿易審査課 井上総括課長補佐殿 渡井係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
制度専門委員会 制度・手続分科会  
主査 田中 利広

### 通達類の見直しについて（要望事項・確認事項等）

#### はじめに

平成 24 年度の通達の統合化（提出書類通達、キャッチオール規制通達、包括許可取扱要領）から 6 年が経過しようとしていますが、この時点で過去の要望や質問も含めて、あらためて見直しをし、以下のとおり、改正、修正、要望の事項について提出いたします。

#### 1. 要望事項

##### （1）電子申請

① 特定手続等運用通達（「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の 3 代理者による電子申請の手続の（1）のかっこ書きにおいて、包括許可は代理人が電子申請できません。しかしながら、紙ベースの包括許可の申請（たとえば包括許可要領の VII 1（1）①等）では代理人の申請は、平成 27 年 10 月から認められております（「代表権を委任された者を含む。」）。紙ベースでの申請と電子申請とのアンバランスを解消するためにも、電子申請においても代理人による申請を認めていただきたく、お願いいたします。

##### ② 電子申請（届出等）について

以前より、特定子会社包括許可の電子申請をお願いしておりますが、引き続きご検討をお願いいたします。

他に紙ベースでしかできない申請、届出等があり、申請者等の利便性向上のためにも、原則、電子化での申請、届出等もできるようにお願いします。

特に要望が強くありましたのは、旧誓約書の再移転事前同意相談、新旧の誓約書の変更、工作機械の位置決め精度等の申告値の申告手続です。

なお、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」

の別表第21「事前同意相談書申請様式の申請項目（特定手続等運用通達11関係）」項番11の「事前相談区分」として「01：再輸出・再販売等」とあり、項番13の「輸出販売の別」をみると、「01：再輸出・再販売等」は、「1：再輸出／再提供（国外）」「2：再販売／再提供（国内）」から選択するようになっています。これは、平成24年8月に追加されたことを考えると、新誓約書の再輸出等に対応したものと考えられますが、実際の運用として、旧誓約書の事前同意相談（ただし、「再移転」に関しては対象外）にも対応していただいております。であれば、旧誓約書対応の事前同意相談も可能であることを何らかの形で周知して多くの輸出者が利用できるようにすべきではないかと考えます。

(2) 需要者と最終需要者の用語の統一

「提出書類通達」、「包括許可要領のV 特定子会社包括許可」では「最終需要者」という用語が用いられており、他の省令、通達では「需要者」となっております。「最終需要者」と「需要者」の意味は同一と思われまますので、統一をお願いします。

(3) 審査期間と電子申請の受理待ち期間

個別許可申請の審査期間の短縮については、各方面より審査期間短縮の要望があります。当局におかれても審査期間短縮についてご努力されていると聞いておりますが、引き続きお願いします。

また、電子申請の場合、受付から受理までに何の連絡もなく1ヶ月以上かかっている場合があるとの指摘が申請者からあります。受付から受理までの期間は、審査期間の90日に含まれないことから、申請者から不満の声がでております。受付から受理までの期間短縮も合わせてお願いします。

（以前、電子申請では、不備が多く、そのために「～効率的な申請のためにく本省申請の場合に限る>～」として、輸出者に形式審査チェックリストでのチェックを要求しました。時間の経過とともに、輸出者もこのチェックリストの存在を失念していることも考えられ、あらためて周知の啓蒙が必要であると考えます。）

(4) 旧誓約書の事前同意について

安保WEB>Q&A>全貨物共通>5. 事前同意手続のQ&A1において、旧誓約書の場合、需要者が第3者と合併又は需要者の株式の過半数を第3者に取得される等で社名変更を行う場合は、誓約書の変更に伴う事前相談手続きが必要となっております。

新誓約書では事前同意が不要であり、旧誓約書の場合のみ事前同意が必要となっておりますので、旧誓約書に記載されています「再移転、再販売」に当たるとの判断だと思われまます。

合併又は買収された場合でも合併又は買収前に結ばれた契約書、誓約書等は、合併又は買収後も有効です。また、旧誓約書には、合併又は買収による社名変更が事前同意の対象となることが記載されておらず、需要者は、事前同意（再移転、再

販売となる)が必要と認識することは困難です。事前同意は、旧誓約内容とおりに「再移転、再販売」に限定するようお願いいたします。

[抜粋]

▼Q1:質問 2013/1/25

誓約書に基づく事前同意手続きについて、提出書類通達では具体的にどのような仕組みになっているのでしょうか。

▲A1:回答

(4) 最終需要者が社名変更を行う予定又は行った場合

(社名変更：売買又は貸与契約を伴わない所有権又は使用権の名義変更)

① 最終需要者が第3者と合併する、最終需要者の株式の過半を第3者に取得されるなど、企業の実質的な変更を伴う場合

ア. 最終需要者から提出書類通達に基づく最終用途誓約書を旧社名で取得している場合  
事前同意手続きは不要です。

イ. 最終需要者から改正前の通達に基づく誓約書を旧社名で取得している場合

以下の書類とともに、誓約書の変更(=新社名による提出書類通達に基づく最終用途誓約書への変更)に関する事前相談手続きを行ってください。

- ・誓約書の変更に関する事前相談書 2通
- ・貨物/技術の原許可証の写し(裏面の写しを含む)及び原許可時の誓約書の写し
- ・変更後の需要者からの新誓約書 原本1部、写し1部
- ・変更前及び変更後のそれぞれの企業名及び事業概要等(知り得た資本構成等を含む。)様式自由。

②上記①以外の場合

ア. 最終需要者から提出書類通達に基づく最終用途誓約書を旧社名で取得している場合

イ. 最終需要者から改正前の通達に基づく誓約書を旧社名で取得している場合  
いずれも事前同意手続き及び報告は不要です。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda24.html#5>

なお、旧誓約書は、依然として新誓約書に切り替えられていないものも多数存在していると推測されるため、この旧誓約書の扱いについては、Q&A だけの対応ではなく、「提出書類通達」での規定も必要ではないか、と考えます。是非、ご検討をお願いいたします。

## 2. 確認事項

### (1) 特定子会社包括許可の対象となる子会社

中国では、日本の株式会社でいえば、“取締役会と株主総会の機能と権限を併せ持つ董事会”が最高意思決定機関となっています。

こうした中国特有の法人では、例えば株式としては日本側、中国側が各々半数を保有しているが、董事会で日本側が過半数を有している場合、包括取扱要領のV2

(2) で定めにある「当該企業の株式の所有状況等について(1)(引用者注:当

該企業の過半数の株式を所有すること)と実質的に同等と認められる者」として、「特定子会社包括許可の対象となる子会社」となり得るのかを確認します。

3. 昨年度要望した「通達類の見直しについて(28 貿情セ調(経提)第11号(平成29年2月22日))」につきまして、追加確認を致します。

(1) 昨年度の要望書の1.(1)で地域区分の見直しを要望しております。例えば、インドにつきましては、2016年にMTCRに加盟したことを踏まえて、「へ」地域から「ほ」地域への見直しが必要ではないか、と検討をお願いしました。その結果、国際レジームの加盟は地域区分の重要な要素ではあるが、決定的なものではなく、「現時点では見直しは困難」との回答をいただいているところです(その後、インドは、2017年総会でWAへの加盟が承認されていますし、2018年1月にAGに加盟しています。)

インド以外の他の国についての地域区分の見直しも、ご検討いただくようお願いいたします。

【参考】EAR PART 738 SUPPLEMENT NO. 1 の抜粋

(2) 昨年度の要望のうち、3. 提出書類通達の最終用途誓約書の第3節(h)のチェックボックスの削除はできないという回答につきましては了解いたしました。この他の要望につきましては、形式的な改善要望も含めて、引き続きご検討をお願いいたします。

4. 「仕向地の再整理に向けて(25 貿情セ調(経提)第3号(平成25年10月8日))」について、引き続き検討をお願いします。

以上

参考

SUPPLEMENT NO. 1 TO PART 738—COMMERCE COUNTRY CHART (抜粋)

[Reason for control]

Countries (国数)	Chemical and biological weapons			Nuclear nonproliferation		National security		Missile tech
	CB 1 197	CB 2 156	CB 3 32	NP 1 143	NP 2 4	NS 1 196	NS 2 158	MT 1 196
アンゴラ(Angola)	X	X		X		X	X	X
ミャンマー(Burma)	X	X	X	X		X	X	X
クロアチア(Croatia)	X					X		X
アイスランド(Iceland)	X					X		X
インド(India)	X	X		X		X	X	X
メキシコ(Mexico)	X					X		X
セルビア(Serbia)	X	X				X	X	X
ウクライナ(Ukraine)	X					X	X	X

【参考】

ロシア(Russia)	X	X	X			X	X	X
中国(China)	X	X	X	X		X	X	X
日本(Japan)	X					X		X

上記表中、「X」は許可（又は許可例外）が必要。無印は、許可不要。

上記表中、網掛けは、特一包括の対象外。

無印の国は、原則、

- ・CB 2 : AG参加国
- ・CB 3 : CWC批准国
- ・NP 1 : NSG参加国
- ・NS 2 : WA参加国（旧ココム参加国、協力国）
- ・MT 1 : カナダのみ

記号	規制理由	記号	規制理由	記号	規制理由
CB	生物化学兵器	AT	反テロリズム	RS	地域の安定
MT	ミサイル技術	CW	化学兵器禁止条約	SS	供給不足
NS	国家安全保障	CC	犯罪規制	UN	国連禁輸
NP	核不拡散	EI	暗号品目	SI	重要品目
		FC	小火器条約	SL	盗聴